毎週二回発行月曜日木曜日　定価（消費税込）一箇年　一七、六〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

第五百三十七号
令和七年二月六日
木曜日

目次

告示

○家畜伝染病の発生……三五
○道路の供用開始……三五
○建築基準法に基づく道路位置指定……三五

公告

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定（二件）……三五
○県営土地改良事業の工事の完了……三六
○換地計画の決定……三六
○建築士法に基づく監督処分……三六

公安委員会

○一般競争入札について……三六

告示

山梨県告示第十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和七年二月六日

山梨県知事　長崎　幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	富士河口湖町	令和七年一月二十七日

山梨県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和七年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和七年二月六日

山梨県知事　長崎　幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	駒ヶ岳公園線	北杜市白州町横手字中込一四二九番地先から北杜市白州町横手字新居道上一八四七番三地先まで	一六〇・〇	令和七年二月七日

山梨県告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月六日

山梨県知事　長崎　幸太郎

一　指定の年月日　令和七年一月三十日
二　指定道路の位置　甲州市塩山下塩後字三宮司平六百五十八番五
三　指定道路の幅員　最大六・〇一メートル　最小六・〇〇メートル
四　指定道路の延長　五十二・八三メートル

公告

◉　土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（中道南地区水利施設等保全高度化事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決

定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年二月六日

山梨県知事　長　崎　幸太郎

一　縦覧書類　県営土地改良事業計画書の写し
二　縦覧期間　この公告の日から令和七年三月十日まで
三　縦覧場所　甲府市役所
四　審査請求期間　この公告の日から令和七年三月二十五日まで
五　取消訴訟の出訴期間　この公告の日から令和七年八月六日まで

◉　土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（小川地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年二月六日

山梨県知事　長　崎　幸太郎

一　縦覧書類　県営土地改良事業計画書の写し
二　縦覧期間　この公告の日から令和七年三月十日まで
三　縦覧場所　甲斐市役所
四　審査請求期間　この公告の日から令和七年三月二十五日まで
五　取消訴訟の出訴期間　この公告の日から令和七年八月六日まで

◉　県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業（桂川西部地区農村地域防災減災事業）の工事は、令和六年六月十三日をもって完了した。

令和七年二月六日

山梨県知事　長　崎　幸太郎

◉　換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営中山間地域総合整備事業（都留西部地区川棚二工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年二月六日

山梨県知事　長　崎　幸太郎

一　縦覧書類　換地計画書の写し
二　縦覧期間　令和七年二月七日から令和七年三月十日まで
三　縦覧場所　都留市役所
四　審査請求期間　この公告の日から令和七年三月二十五日まで
五　取消訴訟の出訴期間　この公告の日から令和七年八月六日まで

◉　建築士法に基づく監督処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により建築士事務所の処分をしたので、同条第四項の規定により準用する同法第十条第五項の規定により次のとおり公告する。

令和七年二月六日

山梨県知事　長　崎　幸太郎

一　監督処分をした年月日　令和七年一月三十日
二　監督処分を受けた建築士事務所
　1　名称及び所在地　株式会社土谷設計事務所　山梨県南アルプス市小笠原一一二五番地
　2　開設者の名称及び代表者の氏名　株式会社土谷設計事務所　代表取締役　土谷芳仁
　3　建築士事務所の別及び登録番号　一級建築士事務所　山梨県知事（梨）第一－〇四三九五号
三　監督処分の内容　戒告
四　監督処分の原因となった事実　株式会社土谷設計事務所（山梨県知事（梨）第一－〇四三九五号）の管理建築士である一級建築士土谷芳仁は、令和六年十二月十八日付けで国土交通大臣から建築士法第十条第一項の規定に基づき、戒告処分を受けた。

公安委員会

◉　一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年二月六日

山梨県警察本部長　小　柳　津　　明

一　一般競争入札に付する事項

1　調達をする役務の名称及び数量

㈠　名称　映像ネットワークシステム構築等業務委託

㈡　数量　一式

2　調達をする役務の仕様等　入札説明書で定める内容等であること。

3　履行期間　契約締結日の翌日から令和十三年六月三十日まで

4　履行場所　山梨県警察本部長が指定する場所

二　事務を担当する所属　山梨県警察本部警務部情報管理課

三　一般競争入札の参加資格　次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1　次のいずれにも該当しない者であること。

㈠　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

㈡　地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

㈢　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

㈣　営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

㈤　資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3　令和六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指定競争入札に参加する者に必要な資格等（令和六年山梨県告示第五十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四　入札手続等

1　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　郵便番号四〇〇－八五八六　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号　山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当　電話〇五五－二二一－〇一一〇

2　入札説明書の交付方法　この公告の日から令和七年二月二十一日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四1の交付場所において交付する。ただし、最終日（二月二十一日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3　入札及び開札の日時及び場所　令和七年五月十九日（月）午前十一時　山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室

4　郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所　令和七年五月十六日（金）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇－八五八六　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6　入札の無効　この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7　落札者の決定方法　この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五　その他

1　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

2　入札保証金　入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3　契約保証金　契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4　入札者に求められる事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和七年五月十二日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日（五月十二日）に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5　契約の締結

㈠　落札の日から七日以内に締結する。ただし、この公告に係る契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第十三号）に定める山梨県議会の議決に付す必要のある契約に該当する場合は、山梨県議会の議決を得るまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

㈡　㈠ただし書の場合において、当該契約が仮契約である間に落札者が三に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき、又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、この契約を解除するものとする。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

6　契約書作成の要否　要

7　その他

㈠　詳細は、入札説明書による。

㈡　問合せ先　山梨県警察本部警務部情報管理課　電話〇五五－二二一－〇一一〇

※　Summary

1　Nature and quantity of the services to be required: Development of Video Network System for Yamanashi Prefectural Police, 1 set

2　Date and time for tender: 11:00AM May 19, 2025

3　Bureau in charge: Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号　印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番